

○福岡県の要請に応じて、【第13期】10月1日～10月14日の全ての期間に営業時間短縮等を行った事業者の皆さまに協力金を給付します。

○要件を満たす事業者の皆さまに【第13期】協力金の一部を先渡給付します。

期	【第13期】									
区域	県内全域									
期間	10月1日(金)0時～10月14日(木)24時									
対象施設	<p>○飲食店営業許可・喫茶店営業許可を得ている施設が要請の対象 ※設備を設けて客に飲食をさせる営業を行う露店営業(屋台)は要請の対象</p> <p>○次の施設は、飲食店営業許可・喫茶店営業許可を得ている施設であっても要請の対象外 ネットカフェ、漫画喫茶、宅配・テイクアウト専門、キッチンカー、スーパーやコンビニのイートインスペース、自動販売機、ホテル等の宿泊施設において宿泊客のみに飲食を提供する場合の飲食施設、葬儀場</p>									
要請内容	感染防止認証店以外	感染防止認証店								
	<p>※要請期間中に認証を取得した店舗は、取得した当日から「感染防止認証店」の要請対象となります。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>○営業時間を5時から20時までの間とすること (もともとの営業時間が5時から20時までの間である店舗は対象外)</p> <p>○酒類の提供時間は11時からとし、オーダーストップは19時30分までとすること</p> <p>○酒類の提供を行う場合、同一グループの同一テーブルへの入店案内は、原則4人以内とすること。</p> <p>○飲食を主として業としている店舗(スナック、カラオケ喫茶等)において、カラオケを行う設備を提供している場合、当該設備の利用を自粛すること。(カラオケボックスは対象外)</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>○営業時間を5時から21時までの間とすること (もともとの営業時間が5時から21時までの間である店舗は対象外)</p> <p>○酒類の提供時間は11時からとし、オーダーストップは20時30分までとすること</p> <p>○福岡県から交付を受けた「感染防止認証マーク」(金色)を店外の利用者の見える場所に掲示し、認証書は店舗内の利用者の見える場所に掲示すること。</p> <p>○酒類の提供を行う場合、同一グループの同一テーブルへの入店案内は、原則4人以内とすること。</p> <p>○飲食を主として業としている店舗(スナック、カラオケ喫茶等)において、カラオケを行う設備を提供している場合、当該設備の利用を自粛すること。(カラオケボックスは対象外)</p> </div> </div>									
1店舗あたり給付額	<p>○1日あたり給付額×14日間</p> <p>※もともとの営業時間が21時までの店舗が要請期間中に認証を取得し、営業時間短縮要請の対象外となった場合は、取得日の前日までの協力金を日割で給付します。</p>									
	※「売上高減少額方式」も選択可 中小企業 「売上高方式」	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>1日あたり売上高</th> <th>[1日あたり給付額]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8万3,333円以下</td> <td>2万5千円</td> </tr> <tr> <td>8万3,333円超25万円未満</td> <td>1日あたり売上高の3割</td> </tr> <tr> <td>25万円以上</td> <td>7万5千円</td> </tr> </tbody> </table>		1日あたり売上高	[1日あたり給付額]	8万3,333円以下	2万5千円	8万3,333円超25万円未満	1日あたり売上高の3割	25万円以上
1日あたり売上高	[1日あたり給付額]									
8万3,333円以下	2万5千円									
8万3,333円超25万円未満	1日あたり売上高の3割									
25万円以上	7万5千円									
	大企業 「売上高減少額方式」	<p>[1日あたり給付額] 1日あたり売上高減少額の4割 上限:「20万円」又は「1日あたり売上高の3割」のいずれか低い額</p>								
申請受付	10月15日(金)～11月14日(日)									

先渡給付申請について

【第13期先渡給付】

<p>先渡給付要件 ※(1)～(3)の全てを満たす方が対象です。</p>	<p>(1)10月1日から10月14日までの全期間、県の全ての要請に協力いただくこと</p> <p>(2)令和3年1月16日以降実施分の協力金(第1期以降)について受給実績があること</p> <p>(3)要請期間後の申請を売上高方式で申請する事業者であること(大企業は「売上高方式」を選択できないため、先渡給付の対象外)</p> <p>※給付要件を満たしたこと(全期間、県の全ての要請にご協力いただいたこと等)を確認するため、<u>要請期間終了後に必ず本申請を行ってください。</u></p> <p>※後日、給付要件を満たしていなかったことが判明した場合、先渡給付額は返還していただきます。</p>
<p>先渡給付額</p>	<p>17万5千円 (2万5千円/日×7日分)</p> <p>※売上高に応じて算出した総給付額と先渡給付額との差額については、本申請の審査後、追加給付します。</p>
<p>申請書類</p>	<p>先渡給付申請書(※添付資料は不要)</p>
<p>申請方法</p>	<p>電子申請、郵送申請</p>
<p>申請受付期間</p>	<p>10月1日(金)～10月7日(木)</p>

協力金に関するお問い合わせ先

申請方法等についてはホームページを御覧いただくか、コールセンターにお問合せください。

福岡県感染拡大防止協力金ホームページ

福岡県感染拡大防止協力金コールセンター

TEL:0120-567-918 (平日、土、日、祝日 9時～17時)

福岡県感染拡大防止協力金



福岡県感染防止認証マークについて

県が定める感染防止対策の基準をすべて満たしている飲食店であることを示す「感染防止認証マーク」を取得し、安心して利用できる飲食店であることを利用者へお知らせしましょう。

<感染防止認証制度コールセンター> TEL:0120-236-630 (10:00～17:00 平日)

